

令和8年熊本地震 球磨川堤防調査委員会 規 約

(名称)

第1条 本会は「令和8年熊本地震 球磨川堤防調査委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、令和8年熊本地震により生じた球磨川の堤防変状等について、その変状原因の究明を行い、復旧工法等を検討することを目的とする。

(検討内容)

第3条 委員会は、前条の目的のため次の事項を検討する。

- (1) 変状の原因
- (2) 堤防復旧工法等の検討
- (3) その他委員会で必要と認めた事項

(委員会)

第4条 委員会は別紙に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。

(委員長代理)

第6条 委員会には委員長代理を置き、委員長の指名によりこれを定める。

- 2 委員長代理は、委員長に事故があるときは、その職を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が招集し、開催する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。ただし、委員長が認めたときはこの限りでない。
- 3 委員会の意思決定は、出席委員の過半数をもって行う。
- 4 委員会は、目的を達成するために必要があると認めるときには、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の公開)

第8条 委員会は、原則として公開とする。

2 議事内容の公開は、議事要旨の形式とし、出席した委員の確認を得たのちに、後日、九州地方整備局ホームページで公表するものとする。

3 委員会資料は、後日、九州地方整備局ホームページで公表する。ただし、今後予定される検討業務や工事の発注における技術提案に影響を及ぼす恐れがある等で公表することが適切でない資料等については、公表しないものとする。

(事務局)

第9条 事務局は、国土交通省九州地方整備局河川部河川計画課及び八代河川国道事務所に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めがない事項は、委員会において定める。

附則

(施行期日)

この規約は、令和8年8月18日から施行する。

令和 8 年熊本地震 球磨川堤防調査委員会

委員名簿

◎：委員長、○：委員長代理

委 員	石原 雅規	国立研究開発法人土木研究所 地質・地盤研究グループ 土質・振動チーム 上席研究員
○ 委 員	上久保 祐志	熊本高等専門学校 建築社会デザイン工学科 教授
委 員	瀬崎 智之	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部河川研究室 室長
◎ 委 員	安福 規之	九州大学 名誉教授
オブザーバー	脇中 康太	熊本高等専門学校 建築社会デザイン工学科 准教授

(敬称略 五十音順)